

なお分家であっても、地区内に住宅を所有しない者には権利は認められない。

みてきたように川面地区ではたしかに財産区のメンバーとなる権利を転入者にも認めているといえる。また財産区のメンバーとなることは同時に財産についての権利を認めることを意味することも示した。しかしながら、その一方で、「川面六町」と呼ばれる広がりの自治会と新規の自治会とでは財産区の財産についての権利に違いがみられる。「川面六町」の代表者は自治会長と町推薦の2名となっているだけではなく、溜め池の分配収益においても違いがあるからだ。

この事実に次のような事実を加えると、この地区で財産区の権利を規定している成員権のあり方が一層明確になってくる。役員の一人は川面地区に隣接しているS町について次のように述べている。S町はかつては「川面の地先でしたから、今までいう財産区の区域内」なのだが、戦前に向こうから分かれたので財産区財産の利用権はない理解しているという。すなわち、簡単にいうと「財産区の会員は地区の住民」という表現のもうひとつの意味は、地区外とみなされた地域の住民には一切権利がない、ということなのである。

まとめよう。財産区が地区内の転入者にも権利を開放したことは成員権の解消ではなく成員権の拡大を意味している。すなわち地区内に居住するということが財産区の財産利用の権利として重視されるようになっている。しかしながら、その一方で財産区の役員が「ほんまの川面」と表現する「川面六町」に居住する住民と周囲の新興住宅地に住む住民との間には、権利の上で濃淡がみられる。すなわち新興住宅地は純粋な意味で、川面地区に属しているわけではないのである。⁹⁾

3-3. 財産区の成立過程

では川面地区における成員権の拡大はどのように説明されるのであろうか。というのも川面地区

は決して当初から地区共有財産についての権利を開放してきたわけではないからだ。この点を把握するために旧村民が、地区共有財産をどのように処理してきたのか、という点を財産区の成立過程を中心に振り返っておくことにしよう。

①部落有財産

現在の川面財産区管理会は戦前の川面地区が所有していた財産についての資料を保存している。現存の資料だから判断すれば、明治末期まで地区が所有していた主要な財産はその所有形態によって三つに分類できる。

- (A) 区有財産とされて他村と共有していた長尾山奥山の山林
- (B) 地区の代表者名義で登記されていた長尾山口山の山林
- (C) 「川面村」名義で地券交付を受けた溜池・墳墓地¹⁰⁾

このうち(A)については明治期に売却されているので内容説明は割愛する。(B)は長尾山の口山の山林である。この山林が単なる共有ではなく地区の代表者名義の山林であり、実質的に地区が所有している山林であったことは、その管理組織をみれば明らかである。

この山林は224株貳分の「株」(権利)に分けられ、「川面村総代」を代表とする「森林組合」によって管理されていた。もっとも新しい大正3年の「共有約款」(規約)は、この「株主」の資格について「川面村(筆者注、川面区の範域)ニ在籍且ツハ現住者ニシテ5ヶ年以上引続キ在住者ニ限ル」としている。

この「書換原簿」の署名捺印者は、明治24年に145人、明治41年に139人、昭和5年には、124人となっている。このように減少している理由は転籍、移住によるものと推察される。また人数から考えて、分家や転入者は「株」をもっていなかっ

9) このように地区の内部とみなされる地域であっても、そのすべての場所がかならずしも純粋な意味で内部と見なされていない場合がある事実は、環境社会学研究者の鳥越皓之が伝統的な部落、町内の事例をあげて報告している。〔鳥越 1994: 177-180〕鳥越はこの事実をさして「部落性、町内性の濃淡」と呼んでいる。ここで濃淡という表現を使用したのは、この鳥越の用法にならっている。

10) ここで地券を交付されたのは、かつての藩制村である「武庫郡川面村」である。